

Ⅲ 実地指導における主な指導事項等【報酬関係等②:就労系事業所】

No.	対象サービス	指導項目 (課題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1	就労系サービス	利用者の数	平成28年4月から自主点検とされた人員配置見直しが行われていなかった。	平成28年4月から自主点検とされた人員配置見直しを適切に実施し、当該関係書類を作成、保管すること。	基準条例第163条第2項
2	就労継続支援A型・B型	基本サービス費(7.5:1)	生活支援員等の人員配置に基づく算定単位としてサービス費(I)(7.5:1)(以下「報酬基準」という。)で届出がされているが、平成28年5月及び7月について、報酬基準上の人員配置が確保されておらず、サービス費(II)(10:1)(以下「人員配置基準」という。)を満たす員数しか配置がされていなかった。	関係市町村へ連絡の上、過誤調整を行うこと。また、生活支援員等について、報酬基準上の体制(7.5:1)が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨を届け出ること。	報酬告示別表13の1の注2、留意事項通知第一の5及び第二の3(4)①(一)ア
3	就労系サービス	個別支援計画未作成減算	平成27年7月から10月まで利用者に対して、個別支援計画未作成の状態であった。	個別支援計画未作成である利用者について、その期間の基本報酬については個別支援計画未作成減算(5%減)に該当する。サービスの提供は個別支援計画に基づいて行われなければならないことを十分に認識すること。	基準条例第3条第1項、報酬告示別表第13の1注4、留意事項通知第二の1(10)
4	就労継続支援A型	短時間利用者減算	利用者の平均利用時間を算出していなかった。	事業者は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近3月間の平均利用時間を算出し、減算に該当しないか確認すること。(算出表等の作成)	報酬告示別表第13の1注4
5	就労継続支援A型	短時間利用者減算	短時間利用について、平均利用時間は雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去3月間の延べ利用時間を、直近の過去3月間の延べ利用人数で除して算出することになるが、当該事業所では、各利用者につき短時間の利用日ごとに減算単価を適用していた。	短時間利用について、雇用契約を締結している全ての利用者の1日の平均利用時間が5時間未満の場合には、時間に応じて全ての利用者につき減算となるため、関係市町村の連絡の上、過誤調整を行うこと。	報酬告示別表第13の1注4
6	就労継続支援A型	短時間利用者減算	短時間利用者が一定割合以上いないのにも関わらず、減算して請求を行っていた。	関係市町村へ連絡の上、過誤調整を行うこと。	報酬告示別表第13の1注4
7	就労系サービス	訪問支援特別加算(月2回を限度)	当該加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけるとともに、当該支援に要する標準的な所要時間を定めておく必要があるが、明確に記載がされていなかった。	当該加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけるとともに、当該支援に要する標準的な所要時間を定めておくこと。	報酬告示別表第13の5注、留意事項通知第二の3(4)⑤ ※2の(6)⑧準用
8	就労系サービス	食事提供体制加算	食事提供体制加算は、県に届出された事業所内の施設を使用して、当該事業所に従事する調理員(調理業務を第三者に委託している場合を含む)による調理により提供されたものについて算定されるものであるが、当該事業所においては、県に届出された場所ではなく、施設外就労先の調理設備等を使用して、施設外就労先で食事を提供していた。	当該加算の算定要件を満たしていないものであり、関係市町村と協議の上、過去に遡って自主点検を行い、過誤調整のうえ返還すること。	報酬告示別表第13の7注、留意事項通知第二の3(4)⑦ ※2の(6)⑫準用
9	就労系サービス	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)について、3年以上の実務経験を有する算定対象となる職員に異動が生じていたが、その届出がされていなかった。	当該加算の算定要件を再確認するとともに、速やかに必要な届出を行うこと。	報酬告示別表13の8の注3(2)、H21年度報酬改定Q&A VOL. 1問10、11
10	就労系サービス	欠席時対応加算	欠席時対応加算について、あらかじめ利用を予定していない日に算定していた。 欠席の記録はあるが、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録していなかった。	欠席時対応加算については、あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、その利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定すること。	報酬告示別表第13の9注、留意事項通知第二の3(4)⑨ ※2(6)⑨準用

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
11	就労系サービス	欠席時対応加算	欠席時対応加算について、当該事業所の電話が転送されることにより、当該事業所の従業者でない者が利用者からの欠席連絡の電話対応をしていた事例が確認された。	当該加算は当該事業所の従業者（管理者以外の者）が欠席時の必要な相談援助の支援を行い、その相談援助の内容の記録をした場合に算定できる加算であり、当該事業所の従業者でない者が対応した場合は、算定要件を満たしていないこととなる。	報酬告示別表第13の9注
12	就労系サービス	欠席時対応加算	欠席時の対応記録について、連絡者や欠席理由の確認は行っているが、具体的な相談援助の内容（引き続き当該指定就労継続支援A型の利用を促すなど）の記録が不十分なものが見受けられた。	今後は、相談援助の内容を適切に記録すること。	報酬告示別表第13の9注 留意事項通知第二の3(4)⑨（第二の2(6)⑨準用）
13	就労継続支援A型・B型	施設外就労加算	施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において個別支援計画に記載された施設外就労の訓練目標に対する達成度の評価等を行うこととなるが、事業所内ではなく、施設外就労先で行われていた。	施設外就労における訓練目標に対する達成度の評価等は、事業所内で行うこと。	報酬告示別表第13の11注、 留意事項通知第二の3(4)⑪ A型B型留意事項通知5(2)①ア
			事業所内で利用者の訓練目標に対する達成度の評価等を行っていたが記録がなかった。	事業所内で利用者の訓練目標に対する達成度の評価等、必要な支援を行った場合はその記録を残すこと。	
			施設外就労に際しては、施設外就労先の企業との請負作業に関する契約を締結する必要があるが、書面による締結がされておらず、不明瞭な契約となっていた。	施設外就労に際しては、施設外就労先の企業との請負作業に関する契約を締結する必要があるが、以下の事項に留意し契約書を締結すること。 ①作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は指定事業者が負うこと。 ②指定事業者が支払いを受ける報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。 ③作業に要する設備等を施設外就労の企業から借り入れする場合の賃貸借等の内容等についての明確な定めを置くこと。	報酬告示別表第13の11注、 A型B型留意事項通知5(2)④ア
		事業所が施設外就労先の企業から請け負っている作業については、当該事業所の利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないことが要件であるが、当該施設外就労先の企業には、他の指定就労継続支援事業所が同様に施設外就労を行っていることから、加算算定要件を満たさない共同作業や利用者の混在が生じる恐れがある。	施設外就労先の企業に協議の上、当該事業所と他の指定事業所及び施設外就労先企業の従業者が、作業を共同で処理せず、かつ利用者が混在する状態とならない運用方法を定めること。	報酬告示別表第13の11注、 A型B型留意事項通知5(2)④イ	
14	就労系サービス	送迎加算	送迎加算について、加算の要件の確認が不十分であった。	送迎加算の算定要件を判別する資料（チェックシート等）を作成するなど、加算要件を満たしていることを確認した上で算定すること。	報酬告示別表第13の13注 留意事項通知第二の3(4)⑬
15	就労系サービス	送迎加算	送迎加算を算定している利用者の一部について、居宅（利用者の同意のある居宅以外の特定の場所を含む。）以外の場所（病院等）に送迎を行い、加算を算定していた。	事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があり、利用者や事業者の都合による居宅以外への送迎は加算対象とならない。	報酬告示別表第13の13注、 留意事項通知第二の3(4)⑬ H27年度報酬改定Q&A問2
16	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員が明確に定まっていなかった。	目標工賃達成指導員配置加算の要件となる目標工賃達成指導員については、事業所内での職種を明確にするとともに、常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を6で除して得た数以上であることを確認した上で加算の算定を行うこと。	報酬告示別表第14の14 留意事項通知第二の3(5)⑮